

運転技能検査の概要

75歳以上で一定の違反歴のある方は、免許証等更新時に運転技能検査を受検しなければなりません。運転技能の評価が一定の水準に達しない場合には、免許証等の更新をすることができません。

※1 普通自動車対応免許の保有者のみが対象です。

(大特・二輪・原付・小特のみの保有者は対象外)

※2 受検期間は更新期間満了日前6月以内(認知機能検査と同じ)で、繰り返し受検可能です。

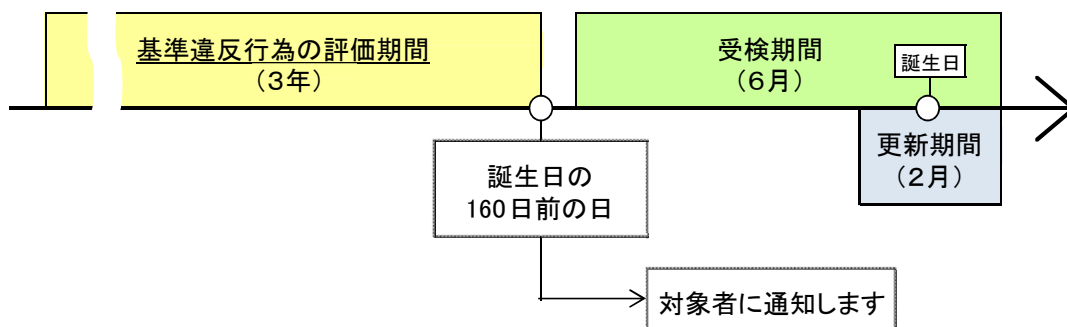
【運転技能検査対象者】

免許証等の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日前3年間に基準違反行為をしたことがある方が対象となります。

※ 基準違反行為の内容

- ① 信号無視 ② 通行区分違反 ③ 通行帯違反等 ④ 速度超過
- ⑤ 横断等禁止違反 ⑥ 踏切不停止等・遮断踏切立入り
- ⑦ 交差点右左折方法違反等 ⑧ 交差点安全進行義務違反等
- ⑨ 横断歩行者等妨害等 ⑩ 安全運転義務違反 ⑪ 携帯電話使用等

【基準違反行為の評価期間】



【検査内容】

○ 普通自動車を使用し、次の項目について実施します。

- ① 幹線コース・周回コース等の走行（発進、停止及び指定速度での走行を含む。）
- ② 交差点の通行（右折及び左折を含む。）
- ③ 段差乗り上げ（停止を含む。）

※ 具体的には、次の課題を実施します。

- ① 指示速度による走行（１回）、一時停止（２回）
- ② 右折・左折（各２回）、信号通過（２回）
- ③ 段差乗り上げ（１回）

○ 次の能力について減点式採点法により採点します。

- ① 運転装置を操作する能力
- ② 交通法規に従って運転する能力
- ③ 他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する能力その他の自動車を安全に運転する能力

※具体的には、次の項目について、１００点満点からの減点方式により採点します。

- ① 課題速度（－１０点）、落輪（－２０点）、乗り上げ不適（－２０点）
- ② 一時不停止（小：－１０点、大：－２０点）
右側通行（小：－２０点、大：－４０点）
信号無視（小：－１０点、大：－４０点）
- ③ 補助ブレーキ等（－３０点）

【不合格基準】

第二種免許：８０点未満の成績（※１）

第一種免許：７０点未満の成績（※２）

※１ ７０点以上８０点未満の成績の場合、第二種免許を自主返納し、第一種免許のみ更新することは可能です。

※２ ７０点未満の成績の場合、普通自動車対応免許を自主返納し、原付免許等のみ更新することは可能です。